



立地企業への優遇制度概要

～宮城県山元町へのお誘い～



産業観光課
令和8年8月

宮城県亶理郡山元町



わたり
亶理郡
山元町
64.58km²

地勢

平均気温

12.4℃

月平均降水量

106.0mm

人口

11,180人

(R8. 7. 31現在)

特産品

いちご (旬: 12~6月)

りんご (旬: 9~12月)

ホッキ貝 (旬: 12~3月)

シャインマスカット

(旬: 9~10月)

目 次

補助金及び奨励金

I 山元町企業誘致促進奨励金.....	1
---------------------	---

税の軽減等

II 過疎法、地域未来投資促進法税制優遇（町条例）.....	2
--------------------------------	---

その他

III 民間投資促進特区（ものづくり産業版）緑地面積率緩和（町）.....	3
---------------------------------------	---

山元町へのアクセス.....	4
----------------	---

I 山元町企業誘致促進奨励金

制 度 の 概 要

1 目的

山元町内において事業所（製造業、通信業、運輸業等で、別途規則で定める事業の用に供する施設）を新設又は増設する企業に対して必要な優遇措置を講ずることにより、地域の産業振興と雇用の機会拡大を図るもの。

2 優遇措置

	名 称	内 容	限 度 額
①	企業立地奨励金	固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間の固定資産税相当額を支給	
②	雇用促進奨励金	対象従業員1人当たり10万円を支給	1企業当たり500万円
③	用地取得助成金	用地取得価格の1/10	1億円
④	上水道料金助成金	年間上水道料金の3/10を操業開始後3年間支給	500万円/年
⑤	上水道加入金助成金	支払った上水道加入金の1/2を支給	

3 要件

(1) 新設又は増設する事業所が下記の要件を充足すること

	新 設	増 設
投下固定資産額	3,000万円以上	1,000万円以上
常時雇用従業員	5人以上	3人以上増

(2) 個々の優遇制度（②～⑤）について、下記の要件を充足すること。

	名 称	内 容
②	雇用促進奨励金	ア 操業開始後3年以内に新規に採用した従業員が、 (7) 町内から採用→引き続き1年以上常時雇用していること (イ) 町外から採用→操業開始後3年以内に町内に転入し1年が経過した場合 イ 操業開始後3年以内に町内から新規に採用した従業員が、引き続き3年間雇用され、町内に住所を有していること。
③	用地取得助成金	1,000㎡以上の用地を取得し、3年以内に操業開始した場合
④	上水道料金助成金	年間6,000㎡以上、上水道を使用した場合
⑤	上水道加入金助成金	上水道加入金を支払った場合

II 過疎法、地域未来投資促進法税制優遇（町）

制 度 の 概 要

1 目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）、地域未来投資促進法（自動車関連産業や高度電子機械産業等、物流関連産業、農林水産・食品関連産業、観光産業、情報通信関連産業、環境・エネルギー関連産業）に基づき、該当企業の立地を促進するとともに、地場企業の事業拡大や高度化を図るための設備投資について、税制上の支援を行う。

2 優遇措置

家屋及び償却資産、並びに土地の固定資産税を3年間、課税免除。

（適用課税免除部分については、町企業立地奨励金対象外）

（過疎法：事業税・不動産取得税も免除）

（地域未来法：不動産取得税も免除）

3 要件

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る課税免除

ア 家屋又は構造物を構成する減価償却資産及び敷地土地の取得価額が500万円以上

※敷地土地については取得から1年以内に家屋着工があった場合

※取得価額については資本金規模及び対象業種によって異なる

※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ

(2) 地域未来投資促進法に係る課税免除

ア 国が同意した基本計画による立地であること

イ 承認企業立地計画に基づく事業であること

ウ 家屋又は構造物を構成する減価償却資産及び敷地土地※の取得価額が1億円以上（農林漁業関係は5,000万円以上）

※敷地土地については取得から1年以内に家屋着工があった場合

Ⅲ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）緑地面積率緩和（町）

制 度 の 概 要

1 目的

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を目的とし、自治体が作成した復興計画に従い実施する被災者を雇用する企業に対し優遇措置を講じるもの。

2 優遇措置

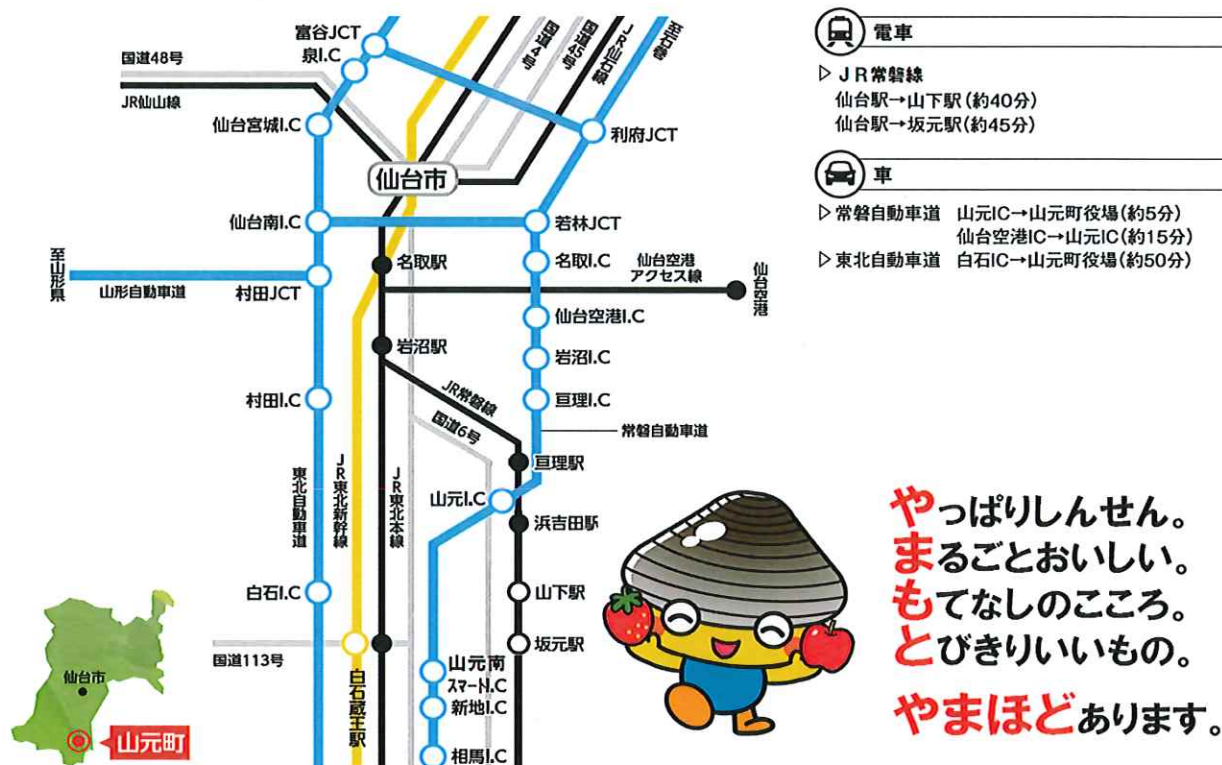
工業立地法で定められている緑地面積率及び環境面積率を下限 1 %まで緩和

3 要件

	項 目	内 容
①	申 請	指定事業者であること
②	対 象 区 域	特定復興産業集積区域内に新增設する企業であること
③	対 象 業 種	自動車関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、 航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業、 クリーンエネルギー関連産業、船舶関連産業であること

山元町へのアクセス

YAMAMOTO TOWN ACCESS GUIDE



やっぱりしんせん。
まるごとおいしい。
もてなしのこころ。
とびきりいいもの。
やまほどあります。

○空路（仙台国際空港）

国内線…新千歳空港、中部国際空港、関西国際空港

神戸空港、広島空港、福岡空港、那覇空港

国際線…韓国・仁川国際空港、台湾・桃園国際空港、高雄国際空港

香港・香港国際空港

→仙台空港までは仙台空港アクセス線で名取駅から15分、仙台駅から30分

○海運（仙台塩釜港：東北唯一の国際拠点港湾）

外航航路…中国、韓国、ロシア

内航フィーダー航路…東京、横浜 他

○その他

移住・定住支援補助金

山元町では住宅取得者等に対して県内最高水準の助成を行っております。

新規転入/新婚・子育て世帯 150万円

新規土地取得 20万円

町内業者による建築 30万円

指定区域への転入 最大60万円

※他にも中古住宅購入やリフォーム、Uターンなどに対して助成があります。

いろいろもほつり、赤くなる。

山元町

